

訪問看護(予防含む)重要事項説明書

1 訪問看護事業者(法人)の概要

(1)名称・法人別 独立行政法人地域医療機能推進機構

(2)代表者名 山本 修一

(3)所在地・連絡先

住 所 東京都港区高輪3-22-12

連絡先 03(5791)8220

2 名称及び所在地

指定訪問看護を実施する事業所の名称及び所在地、連絡先は次の通りです。

(1) 名 称 独立行政法人地域医療機能推進機構 湯河原病院附属訪問看護ステーション

(2) 指定年月日/事業所番号 令和5年2月1日/1461590082

(2) 管理者 三木 典子

(3) 所在地 神奈川県足柄下郡湯河原町中央2-21-6

(4) 連絡先 0465(63)2211(代)

3 事業の目的及び運営の方針

(1) 事業の目的

1) 事業所が行う指定訪問看護事業及び指定介護予防訪問看護の事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、ステーションの看護職員が要介護状態であり、主治医が必要を認めた対象者に適正な事業の提供を目的とする。

(2) 運営の方針

1) 事業者は総合的に日常生活動作の維持・回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように支援する。

2) 職員は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援するとともに、利用者の心身の機能の維持回復を図り、利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

3) 事業者は、利用者の意思および人格を尊重し常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

4 従業者の職種員数及び職務内容

(1)管理者 常勤1名 看護師と兼務

管理者は、ステーションの従業者の管理及び事業の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに事業の実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項について指揮命令を行う。

(2) 看護職員 常勤3名(うち1名管理者兼務) 非常勤1名

看護師は、主治医の指示書及び居宅介護サービス計画に沿って、訪問看護計画書及び訪問看護報告書を作成し、事業の提供に当たる。

(3) 事務職員 1名(非常勤)

必要な事務を行う。

5 営業日、サービス時間及びサービス内容

指定訪問看護の営業日及び営業時間は、次の通りです。

(1) 営業日

月曜日 ～ 金曜日（8時30分～17時00分）

休日 土・日・祝日・年末年始 12/29～1/3

(2) サービス時間

9時30分～16時30分

(3) サービス内容

事業者がサービスの提供開始にあたり、利用者・家族に対して利用者の心身の機能及び維持回復を図るよう、個々の看護計画の作成と説明を行い、同意を得て実施します。

- 1) 症状・障害の観察
- 2) 清拭・洗髪等による清潔の保持
- 3) 食事及び排泄等日常生活の世話
- 4) 褥瘡の予防・処置
- 5) リハビリテーション
- 6) 認知症患者の看護
- 7) 療養生活上の助言や介護方法の指導
- 8) カテーテル等の管理
- 9) 内服薬管理、服薬指導
- 10) ターミナルケア
- 11) その他医師の指示による医療処置

6 利用料その他の費用の金額

(1) 利用料は厚生労働省の定める基準により、別紙（介護保険による居宅サービス利用者負担金一覧表）に示した通りです。

(2) 交通費は、利用者の居住地域が、通常事業の実施地域である湯河原町、真鶴町、熱海市（泉地区）内である場合は当事業所で負担させていただきます。また、それを越える地域の場合は適宜請求させていただきます。（別紙参照）

(3) 訪問看護指示書料は、定期受診時に指示医病院より請求されます。

(4) 以上の利用者負担金は利用された翌月の10日以降に当事業所より、納入の御案内をさせていただきますので、その指示に従いお支払いください。

なお、医療保険による訪問看護につきましては、「訪問看護ご利用者負担金一覧表及び説明書」により請求させていただきます。

7 サービスのキャンセル

予約いただいたサービスをキャンセルされる場合は、訪問予定日の前日の営業時間内までに下記にご連絡下さい。ご連絡が無い場合は、キャンセル料が発生する場合がありますのでご注意ください。

キャンセル時の連絡先:湯河原病院附属訪問看護ステーション

電話番号 0465(63)2211 / FAX 0465(64)1076

8 緊急時の対応

指定訪問看護を行っている際に利用者の症状に急変等が生じた場合、必要な処置を講ずるとともに、速やかにかかりつけ医へ連絡し指示を求めます。

9 非常災害時の対応

(1)災害時は、訪問看護師から連絡も無く中止となることがあります。訪問看護師の予定日であっても必ず看護師を待たずに、自分自身の身を守り避難所に避難することを優先してください。

(2)防災管理についての責任者を定め、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を整え、火災・風水害・地震等の自然災害並びに感染症に対処するため、事業継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練を年に2回実施します。

10 衛生管理

ステーションは、職員の清潔の保持及び健康状態の管理を行うと共に、ステーションの設備及び備品等の衛生管理に努めるものとします。

ステーションにおいて感染症が発症し、又はまん延しないように、以下の措置を講ずるものとします。

(1)ステーションにおける感染症の予防及びまん延防止の為の対策を検討する委員会を随時開催すると共に、その結果について職員に周知徹底を図ります。

(2)ステーションにおける感染症の予防及びまん延防止の為の指針を整備します。

(3)ステーションにおいて、職員に対し感染症の予防及びまん延防止の為の研修会及び訓練を随時実施します。

11 サービスの停止

(1)利用者がサービスの停止を望まれる場合は、当事業所、または担当居宅介護支援事業者にご連絡ください。

(2)事業者の意向で、サービスを停止する場合は、サービス停止の1ヶ月前までに理由をお伝えします。

12 個人情報の保護

(1)事業所は、利用者、家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努める。

(3)事業所が得た利用者の個人情報については、事業所の介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者及びその家族の同意をあらかじめ書面により得るものとする。

(4)事業所は、従業者であった者が業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保守する。

13 苦情対応

(1)事業者は、利用者又は、その家族から提供されたサービスに対しての苦情があった場合は速や

かに対応します。

(2)事業者は、利用者又は、その家族が苦情申し立て機関に苦情の申し出を行なった場合、これを理由としていかなる不利益・不公平な対応はいたしません。

(3)利用者は、提供されたサービスに関して苦情がある場合は、当事業所・居宅介護支援事業者・市町村又は国民健康保険団体連合会に対して、いつでも苦情を申し出る事ができます。

相談又は苦情等に対する窓口(連絡先)

当事業所

(電話番号) 0465(63)2211

(FAX番号)0465(63)8601

(受付時間) 9:00~16:30(平日)

(担当者) 所長 田部井 康治

湯河原町役場介護課介護係 (電話番号) 0465(63)2111(代表)

(FAX番号)0465(63)2384

真鶴町保険福祉課介護係 (電話番号) 0465(68)1131(代表)

(FAX番号)0465(68)5119

熱海市健康福祉部長寿介護課 (電話番号) 0557(86)6336

(FAX番号)0557(86)6264

神奈川県国民健康保険団体連合会 介護保険課 介護苦情相談係

(電話番号) 045(329)3447

静岡県国民健康保険団体連合会 介護保険課 介護苦情相談係

(電話番号) 054(253)5590

(FAX番号)054(253)5589

14 事故発生時の対応

利用者に対する訪問看護の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者に係わる居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

15 その他の留意事項

(1)従業者に対する贈り物や飲食等のもてなしは、ご遠慮させていただきます。

(2)ご本人やご家族、訪問スタッフ等で相談の上、決定した目標に向けて、訪問看護を施行しますが、リスク管理を優先し内容や時間等はその都度変更させていただきます。

以上、サービス契約の締結にあたり、上記の通り説明します。

事業所名 独立行政法人地域医療機能推進機構
湯河原病院附属訪問看護ステーション

(令和6年9月19日改訂)